

「国立病院特別会計 平成11～13年度決算財務書類」

貸借対照表

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目	金 額 (百万円)			科 目	金 額 (百万円)		
	11年度	12年度	13年度		11年度	12年度	13年度
現金預金	12,212	7,491	2,706	未払金	27	24	44
たな卸資産	416	342	291	未払費用	39	39	38
未収金	12,293	12,535	11,944	賞与引当金	1,777	1,817	1,847
前払費用	0	0	0	借入金	182,269	199,831	207,556
貸倒引当金	△ 187	△ 208	△ 215	退職給付引当金	17,740	19,323	21,286
有形固定資産	369,387	323,937	316,810				
土地	173,320	151,129	141,919				
立木竹	137	138	133	負債の部合計	201,854	221,036	230,773
建物	93,178	80,685	79,110	資産・負債差額の部			
工作物	69,321	61,172	58,404	科目	金 額 (百万円)		
物品	32,260	29,395	36,531	基金	195,158	167,651	145,425
未完成施設	1,169	1,414	711	基準時資産・負債差額	△ 6,200	△ 6,200	△ 6,200
無形固定資産	36	36	33	積立金	3,347	1,194	1,118
				資産評価差額	-	△ 39,544	△ 39,544
				資産差額の部合計	192,304	123,099	100,798
資産の部合計	394,159	344,136	331,571	合計	394,159	344,136	331,571

(単位：百万円)

業務費用・財源計算書

I 業務費用

	11年度	12年度	13年度
人件費	44,303	45,026	44,703
退職給付引当金繰入	1,945	4,236	4,862
賞与引当金繰入	1,777	1,817	1,847
医薬品費	13,865	13,951	13,165
食糧費	1,160	1,147	1,055
業務費	39,036	39,956	42,175
負担金	15	29	115
看護婦等養成費	159	1,024	781
施設整備費	2,841	3,306	1,854
減価償却費	18,476	18,032	13,188
借入金利息	7,240	7,241	7,259
貸倒引当金繰入	52	44	42
雑損	1,791	655	1,919

II 本年度受入財源

1 対価見合収入等

診療収入	73,235	75,325	74,804
入院患者収入	56,837	58,726	57,986
外来患者収入	16,397	16,599	16,818
利子収入	16	7	1
雑収入	1,625	1,809	2,255
雑益	728	342	7,414

差引 Δ 57,060 Δ 58,985 Δ 48,495

3 他会計より受入

一般会計より受入	34,551	29,403	33,616
一般経費財源受入	34,413	29,323	33,616
看護婦等養成費財源受入	138	79	0

本年度業務費用・財源差額 Δ 22,508 Δ 29,581 Δ 14,879

財産の無償所管換等(受) 698 11 7,806

財産の無償所管換等(渡) Δ 121 Δ 90 Δ 15,228

積立金からの受入 6,200 3,347 1,194

積立金への繰入 Δ 3,346 Δ 1,194 Δ 1,118

前年度末基金 214,235 195,158 167,651

本年度末基金 195,158 167,651 145,425

(単位:百万円)

区 分 別 収 支 計 算 書

I 業務収支	11年度	12年度	13年度
病院経営業務支出			
人件費	△ 47,676	△ 49,437	△ 49,402
施設整備費	△ 5,488	△ 5,323	△ 3,236
医薬品等購入費	△ 27,102	△ 26,966	△ 25,997
食糧費	△ 1,167	△ 1,143	△ 1,045
業務費	△ 28,280	△ 29,641	△ 30,889
その他の経費	△ 5	△ 11	△ 20
病院経営業務対価見合収入	72,333	75,059	75,359
一般会計より受入	24,227	23,538	31,599
一般会計への繰入	△ 23	△ 28	△ 104
前年度繰越資金受入	-	4	1,537
積立金より受入	6,200	3,347	1,194
小計	△ 6,982	△ 10,603	△ 1,005
利息及び配当の受取額	16	7	1
利息の支払額	△ 7,279	△ 7,280	△ 7,299
看護婦等養成所収入	27	84	104
受託調査試験等収入	1,386	1,515	1,942
その他の収入	211	209	208
看護婦等養成費	△ 162	△ 1,025	△ 828
業務収支	△ 12,782	△ 17,092	△ 6,876
II 施設整備収支			
施設整備による支出	△ 6,890	△ 7,703	△ 4,929
資産売却収入	479	-	10
前年度繰越資金受入	5,292	7,667	3,641
一般会計より受入	10,324	5,864	2,016
施設整備収支	9,206	5,828	739
III 財務収支			
借入金による収入	18,116	24,168	15,354
借入金返済による支出	△ 5,674	△ 6,606	△ 7,630
財務収支	12,441	17,562	7,724
本年度収支	8,865	6,297	1,587
翌年度積立金へ繰入	1,194	1,118	456
翌年度歳入繰入	7,671	5,178	1,131

財務諸表注記

1. 重要な会計方針

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出している。

② 有形固定資産の減価償却の方法

国有財産のうち、建物及び工作物において定率法により減価償却を行っている。
物品においては定額法により減価償却を行っている。

③ 貸倒引当金の計上基準、計算方法

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

④ 賞与引当金の計上基準、計算方法

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

⑤ 退職給付引当金の計上基準、計算方法

退職金及び遺族補償年金について引当金を計上している。

a) 退職金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{経験年数階層毎職員数} \times \text{平均俸給月額} \times \text{退職手当支給率}$

b) 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存するため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

$\text{支給率(注 1)} \times \text{平均給与(注 2)} \times \text{割引率(注 3)}$ の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注 1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注 2) 平成11年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.5%)

注 3) 平成11年財政再計算による割引率を使用(4%)

⑥その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

・国立高度専門医療センター特別会計は、平成16年度より設立予定の特別会計であり、その構成として国立がんセンター（中央及び東病院）、国立循環器病センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）、国立精神・神経センター（武蔵及び国府台病院）及び国立長寿医療センター（仮称）が予定されているところである。従って、上記国立高度専門医療センター（国立成育医療センター（H.14.3.1 設置）の母体は国立大蔵、小児病院（H.14.3.1 廃止）であり、国立長寿医療センター（仮称）の母体は国立療養所中部病院である。）の決算額を本財務諸表に計上している。

・現在、各国立高度専門医療センターは国立病院特別会計に所属しており、一括で会計されているため、歳入については（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出については、（目）国家公務員共済組合負担金、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入について各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、任意に調整した金額を決算額として計上している。

・民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

2. 偶発債務等

(1) 偶発債務

係争中の訴訟4件（別紙 参照）

(2) 国庫債務負担行為による負担額（財政法第15条第1項）

(項) 施設整備費

(目) 施設整備費 232 百万円

(目) 国立病院（療養所）特別施設整備費 2,429 百万円

3. 追加情報等

①出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第3条、第4条及び第5条の規定に基づき翌年度の4月30日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

②貸倒引当金を計上している債権のうち、徴収の可能性について重要と認められるもの

債権名 病院等療養費債権

金額 187百万円

懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。

③特別会計固有の表示科目の内容

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第3条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第15条第1項及び第2項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益若しくは損失を、組入れ若しくは減額して整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

④「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容

i 「他会計からの受入」

- ・ 一般会計より受入
国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「他会計への繰入」

ア 一般会計へ繰入

特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律及び退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

イ 国債整理基金特別会計へ繰入

国立高度専門医療センター特別会計法第9条に基づき借入金を行ったものについて、同法第11条に基づき当該借入金の償還金及び利子を国債整理基金特別会計へ繰入れている。

⑤歳出予算の繰越

- i 前年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
前年度繰越額 5,292 百万円 受入財源 5,292 百万円
- ii 本年度の繰越額及び繰越に見合受け入れられた財源の額
本年度繰越額 7,671 百万円 受入財源 7,671 百万円
- iii 繰越の調整を行った後の業務費用・財源差額の金額
△ 24,887 百万円

⑥区分別収支計算書の「本年度収支」と貸借対照表の「現金・預金」が一致していない理由及び内訳

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第16条第1項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金(翌年度への繰越額に相当する金額を除く。)を積み立てているが、当該年度に発生した剰余金は翌年度に積立金へ繰入れ、翌々年度に受入れを行っているため、前年度分の積立金へ繰入の分の誤差が生じている。

$$\begin{array}{rcl} \text{「現金・預金」} & = & \text{「本年度収支」} + \text{前年度の「翌年度積立金へ繰入」} \\ (12,212 \text{ 百万円}) & & (8,865 \text{ 百万円}) \quad (3,347 \text{ 百万円}) \end{array}$$

偶発債務(係争中の訴訟集計表)

(単位:百万円)

名称等(訴訟名等)	金額	事件番号	概要(簡単な説明、今後の予定等)
脳細胞摘出術時脳細胞損傷発生訴訟	80	大阪地裁平成7年(ワ)第4591号	平成7年5月11日 提訴 平成12年3月27日 敗訴
末期癌患者の告知義務違反訴訟	10	東京地裁平成9年(ワ)第27559号	平成9年12月22日 提訴
異型細胞を乳ガンと誤診乳房切除術施行訴訟	24	東京地裁平成11年(ワ)第1960号	平成11年1月29日 提訴
咽頭炎症患者帰院後痰による呼吸停止訴訟	219	東京地裁平成11年(ワ)第13420号	平成11年6月16日 提訴
合計	333		

(注1)名称等欄は事件の通称名を記載している。

(注2)金額欄は、平成11年度末時点において考えられる金額(金額が不明な場合は「-」)。

(注3)事件番号毎に記入している。

附属明細書(11年度)

棚卸資産の明細

(単位:百万円)

種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
医薬品	313	366	313	-	366
食料品	41	49	41	-	49
合計	355	416	355	-	416

固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(有形固定資産)						
土地	173,375	669	724	-	-	173,320
立木竹	115	22	0	-	-	137
建物	95,674	1,981	435	4,041	-	93,178
工作物	71,299	5,694	996	6,675	-	69,321
物品	34,345	5,870	196	7,759	-	32,260
(無形固定資産)						
電話加入権等	36	-	-	-	-	36

借入先の明細

(単位:百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
資金運用部資金	169,827	18,116	5,674	182,269

財産の無償所管換等の明細

(単位:百万円)

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
土地の所管換(受)	関東財務局	353	宿舍集約整備のため	国立国際医療センター
土地の所管換(渡)	関東財務局	119	宿舍集約整備のため	国立国際医療センター
交換差額	-	233	-	-

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
土地の所屬替(受)	国立病院特別会計	315	宿舍進入路整備のため	国立国際医療センター

内容	相手先	金額	所管換等の理由	備考
物品の管理換(受)	国立病院特別会計	30	物品の効率的使用	国立精神・神経センター
物品の管理換(渡)	国立病院特別会計	0	物品の効率的使用	国立がんセンター
	国立病院特別会計	0	物品の効率的使用	国立循環器病センター
交換差額	-	29	-	-

財務諸表注記

1. 重要な会計方針

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

年度末における医薬品、食糧品の取得原価を先入先出法により算出している。

②有形固定資産の減価償却の方法

国有財産のうち、建物及び工作物において定率法により減価償却を行っている。
物品においては定額法により減価償却を行っている。

③貸倒引当金の計上基準、計算方法

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

④賞与引当金の計上基準、計算方法

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 $\text{翌年度期末手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 1/3$

勤勉手当 $\text{翌年度勤勉手当当初予算額} \times 6 \text{月支給割合} / \text{年間支給割合} \times 4/6$

⑤退職給付引当金の計上基準、計算方法

退職金及び遺族補償年金について引当金を計上している。

a) 退職金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

$\text{経験年数階層毎職員数} \times \text{平均俸給月額} \times \text{退職手当支給率}$

b) 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存するため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

$\text{支給率(注 1)} \times \text{平均給与(注 2)} \times \text{割引率(注 3)}$ の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注 1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注 2) 平成11年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.5%)

注 3) 平成11年財政再計算による割引率を使用(4%)